

第 I 章 計画のしくみ

1 計画の目的

我が国は、少子高齢化が急激に進み、これまで経験したことの無い人口減少時代に突入しています。

こうした中、国は、観光により人の交流を高め、観光立国の実現を 21 世紀における重要施策の一つとして位置づけており、平成 32 年までに訪日外国人旅行者 2,000 万人の目標を掲げて施策を進めています。

この国の動きを捉え、本市は、自然資源や歴史・文化資源等と、製紙業を中心として発展してきた“産業”を観光資源として活用し、交流人口を拡大させることによって、地域経済の活性化を図ることが重要であると考えています。これらを実現するためには、本市にある観光資源を活かすとともに、隠れた資源を掘り起こし、磨き上げることが必要です。

そこで、本市は、日本が世界に誇る世界遺産富士山の麓にあることを活かした、本市ならではの観光による地域産業活性化を推進するための施策を示す「富士市観光基本計画」（以下「計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、平成 23 年 3 月に策定した第五次富士市総合計画の将来像や基本構想に示された目指す都市像「富士山のふもと しあわせを実感するまち ふじ」を実現するための個別計画として位置付けます。

3 計画期間

本計画は、平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間を計画期間とします。

また、変化の激しい時代の中、戦略的かつ柔軟性のある取組が求められることから、平成 27 年度から平成 31 年度を前期、平成 32 年度から平成 36 年度を後期として、5 年ごとに見直しを行います。